

発展途上国の開発問題に関する国際法を用いた取り組みについて、

● 酒井啓亘ほか『国際法』（有斐閣、2011 年）第 5 編第 1 章第 1 節・第 5 節を参照のこと。この本は本講義では教科書扱いにはしていないが、持っていなければ図書館等で参照されたい。

融資という手法で開発問題に取り組む代表的機構に世界銀行がある。「世界銀行」は、狭義では[国際復興開発銀行\(IBRD\)](#)を、より広義には IBRD および[国際開発協会\(IDA\)](#)を、最広義では[世界銀行グループ](#)を指す。IBRD の融資・IDA による融資については、[世界銀行年次報告書 2014](#)（リンク先ページ右側に日本語版もある）および[IDA ウェブサイト](#)を参照されたい。

- IBRD があるのに IDA が設立されたのはなぜか？
- IDA と[国際金融公社\(IFC\)](#)との違いは？

そのような普遍的機構に加えて、[地域ごとの金融機構](#)も設立されている。

- 普遍的機構との役割分担はどのようなになっているだろうか？

[IMF](#) も、[発展途上国（低所得国）向けの支援制度](#)を設けている（[具体例](#)）。

- [IMF と世界銀行](#)とはどのように役割分担をしているのだろうか？

世界銀行や IMF が融資の際に付す条件の総体をコンディショナリティと呼ぶ¹。その内容は融資を受ける国の政治経済体制の変革を求めるものでもあり得るため、不当な干渉として批判されることもある²。

国連は、融資以外の方法で開発に取り組んでおり、[ミレニアム開発目標に関するサイト](#)に情報がまとめられている。

- ミレニアム開発目標との関連で、国連はどのような役割を果たしているか？

以上

¹ コンディショナリティ全般について、古城佳子『『緩やかな国際制度』と遵守』国際法外交雑誌 100 巻 2 号（2001 年）125 頁。

² 参照、「特集 世界銀行は間違っているか」社会科学 53 巻 6 号（2002 年）、大田英明『IMF（国際通貨基金）』（中公新書、2009 年）。